

妙正寺川（三谷橋～新昭栄橋） 整備事業に伴う用地測量説明会

平成 31年2月7日（木）

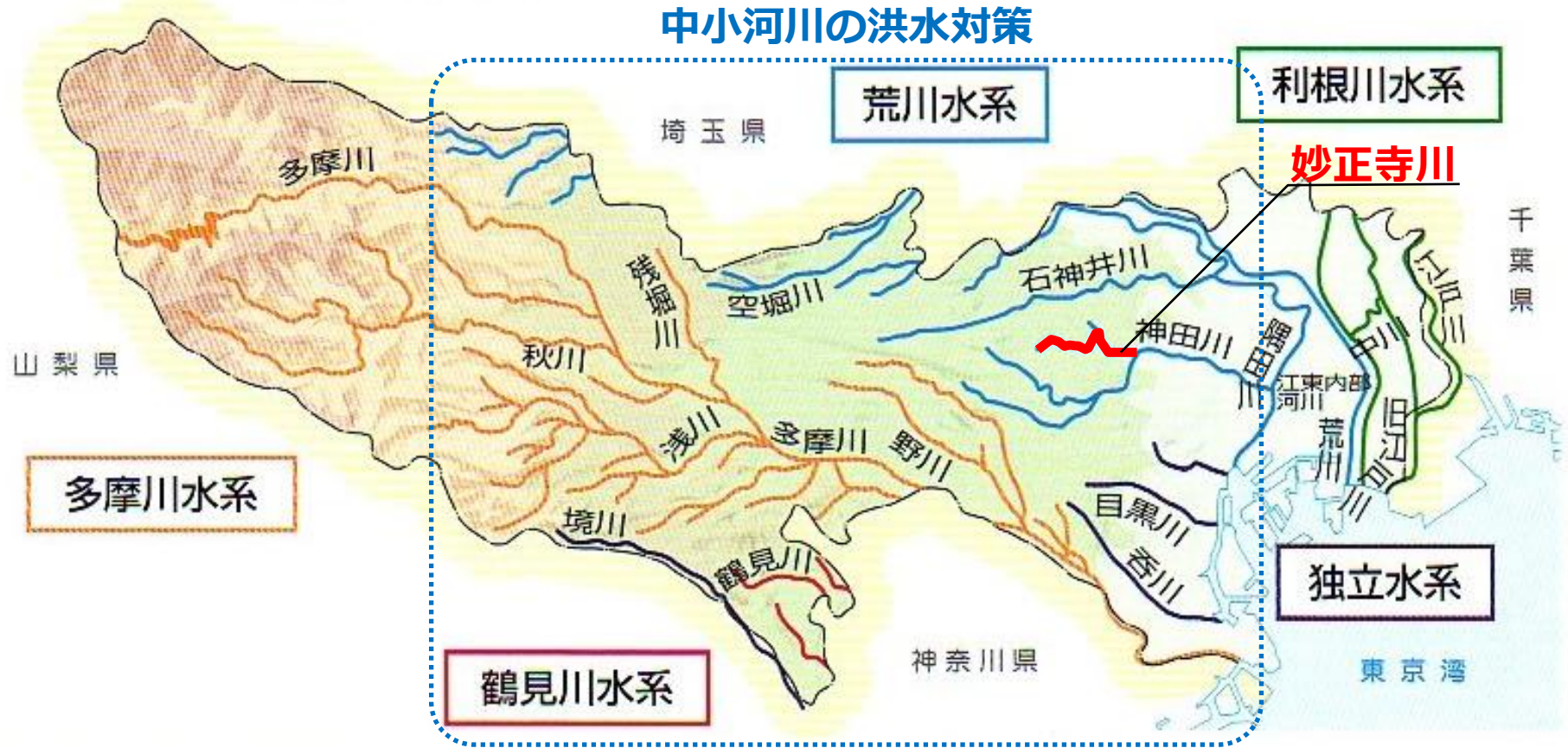
東京都建設局河川部

東京都第三建設事務所

妙正寺川（三谷橋～新昭栄橋） 整備事業に伴う用地測量説明会 ＜次第＞

1. 開 会
2. 挨拶
3. 職員紹介
4. 事業説明
 - ①事業概要及び事業の進め方について
 - ②測量調査について
5. 質疑応答
6. 閉 会

東京都の中小河川事業の概要



一級河川・二級河川 : 107河川 (857km)
うち 中小河川 : 46河川 (324km)

1時間当たり50ミリの雨に対処できる護岸などの整備

妙正寺川流域の概要

妙正寺川は、杉並区にある妙正寺池を源水として、中野区北部を東に流れ、途中、江古田川を合流し、新宿区下落合一丁目で神田川に合流する一級河川です。

案内図



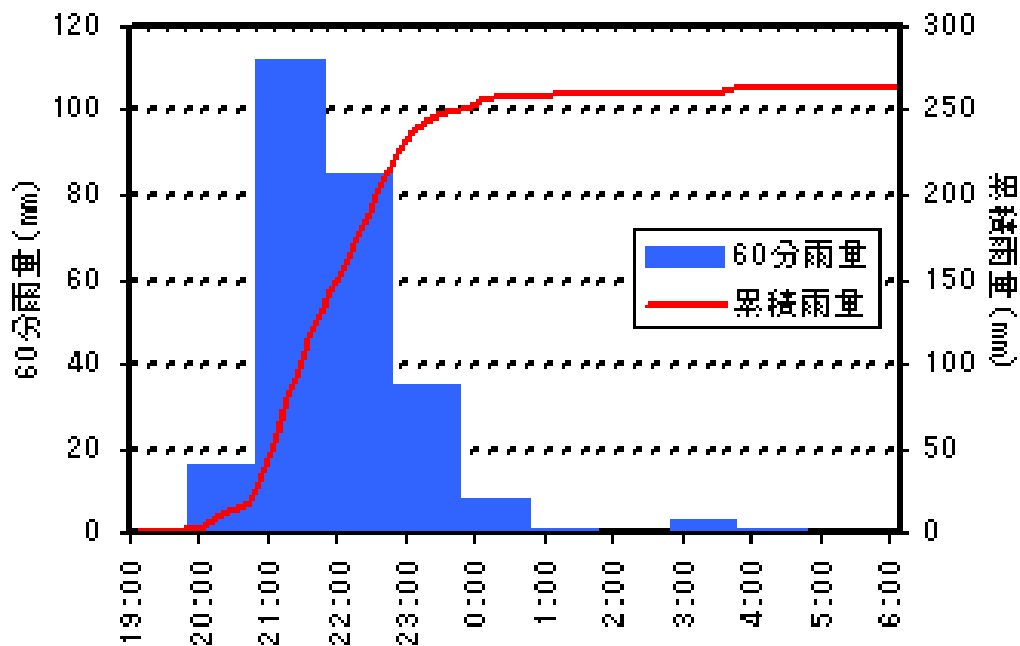
- 流域面積 : 16.4 km²
- 河川延長 : 9.7 km



近年の水害被害（平成17年9月の豪雨）

妙正寺川、善福寺川上流部を中心に、9月4日夕方から5日未明にかけて時間最大100mm以上の激しい雨が降り、甚大な浸水被害が発生。

- ・ **総雨量** : **263 mm** (下井草観測所・杉並区)
- ・ **時間最大雨量** : **112 mm/h** (下井草観測所・杉並区)



下井草観測所雨量
(60分雨量及び累積雨量)



妙正寺川天神橋
(中野区松が丘二丁目)

近年の水害被害（平成17年9月の豪雨）

妙正寺川浸水区域図

浸水棟数 1,417棟
(江古田川を含む)
うち床上： 895棟
床下： 522棟



凡 例
■ : 浸水区域
□ : 床上浸水
→ : 溢水箇所

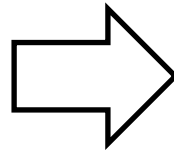
新たな整備方針における整備の考え方

■ 新たな整備方針

「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」（平成24年11月）
「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成26年6月）

■ 目標整備水準の引き上げ

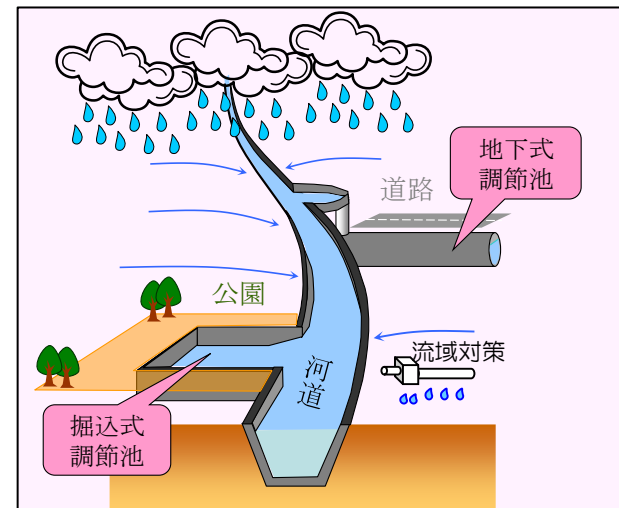
これまでは、
時間最大50ミリの降雨に対応



区部河川は、
時間最大75ミリの降雨に対応

■ 整備の考え方

- ✓ **時間50ミリの降雨までは河道で対応**し、これを超える部分は、新たな調節池等により対応
- ✓ 効果的な対策を実施することにより、早期に効果を発現
⇒複数の調節池を連結する「広域調節池」を整備し、機能の相互融通を図り、局地的集中豪雨に効果を発揮



妙正寺川の整備状況①

■ 護岸整備率：41%

凡例

- : 護岸整備完了区間
- : 護岸整備未了区間



妙正寺川の整備状況②

(神田川・環状七号線地下調節池－妙正寺川取水施設)



神田川・環状七号線地下調節池

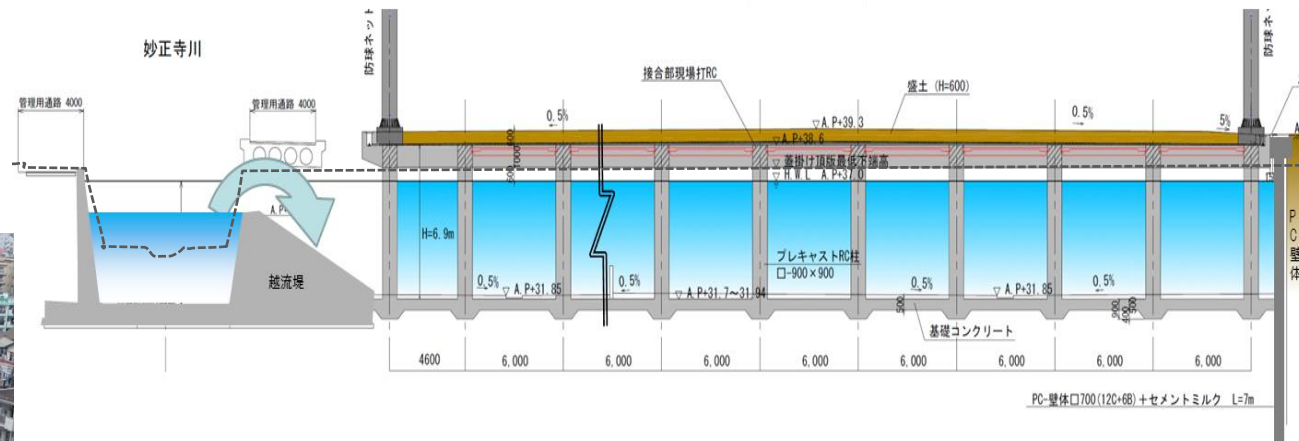


妙正寺川の整備状況③

(環状七号線地下広域調節池 (事業中))



妙正寺川の整備状況④ (鷺宮調節池)



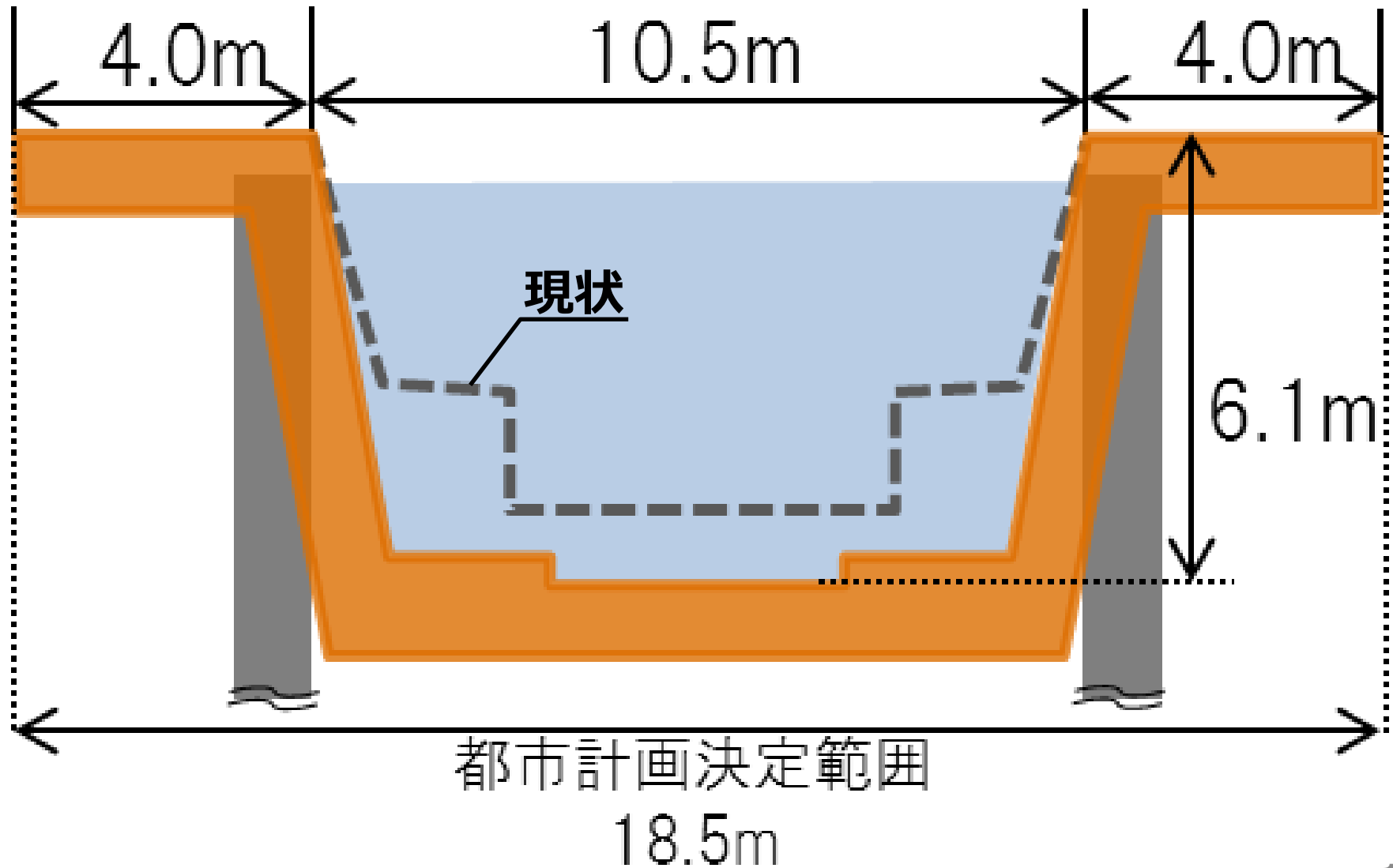
河川改修の事業概要



<整備の基本的な考え方>

- ✓ 激甚化する豪雨への対策を進めるため、護岸が未整備である三谷橋から新昭栄橋までの間において、**河道整備**を実施する。
- ✓ 事業に必要な用地を確保するため、**調査（用地測量）**を行い、必要な用地範囲を確定させ、必要な範囲に**河川予定地**を指定する。

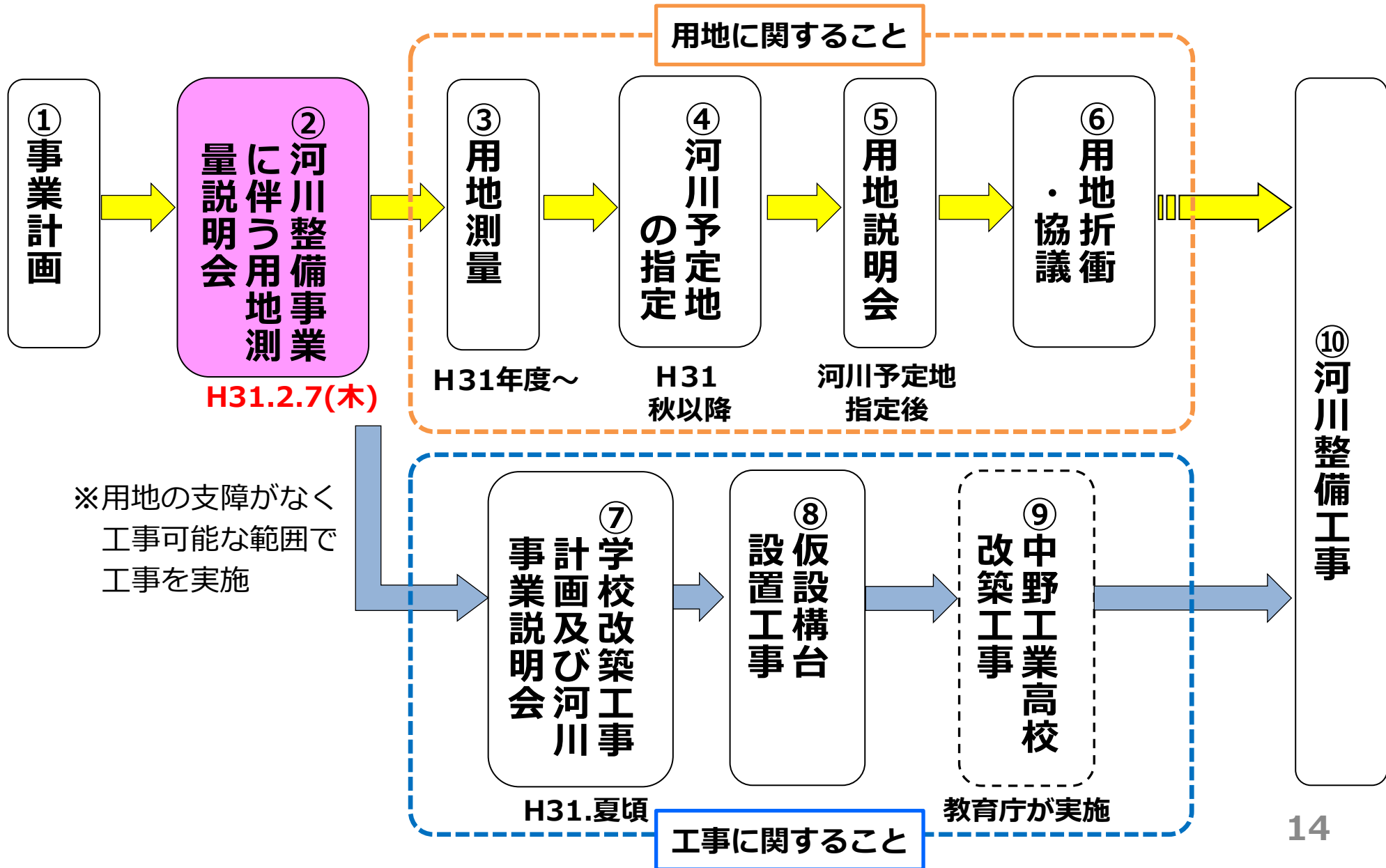
標準断面図



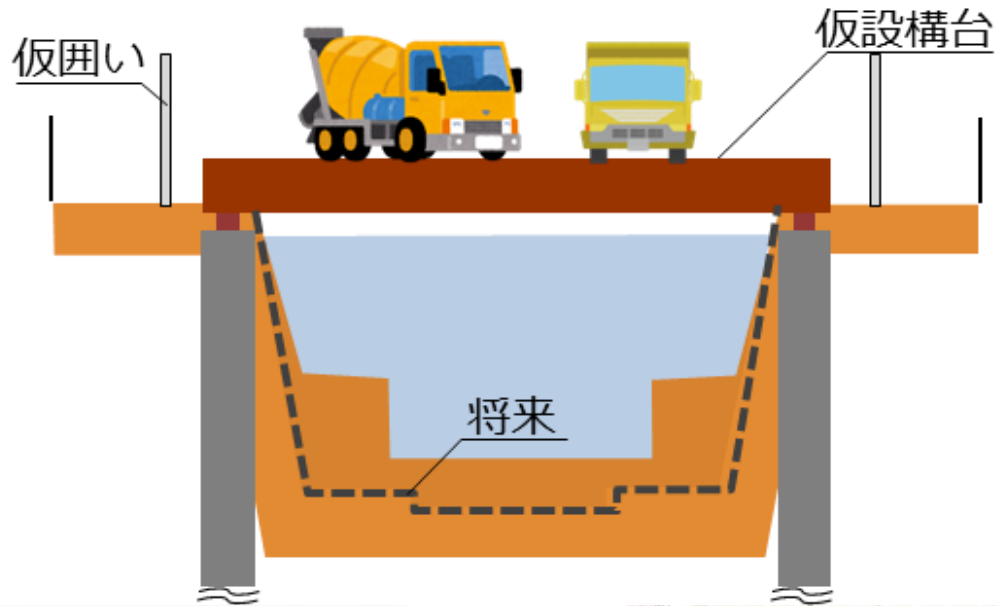
整備後のイメージ



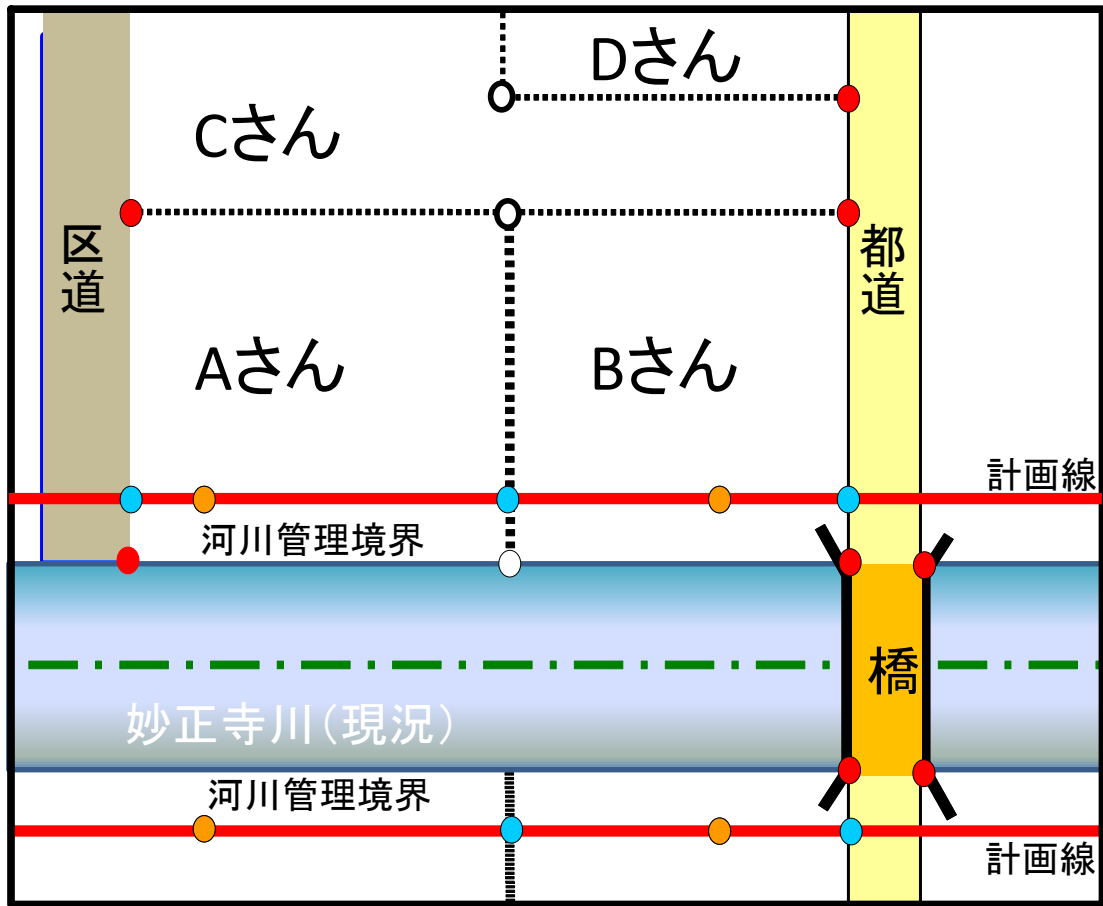
事業の進め方について



仮設構台について



用地測量について



- < 凡 例 >**
- 隣地境界点
 - 計画幅杭点
 - 道路・河川境界点
 - 計画線上の土地境界点

プラスチック杭



鉄



刻印



測量会社の担当者が携帯する身分証と腕章

(表)

31三建工二身第 号
身分証明書

割印

顔写真

氏名 ○○ ○○

昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生

勤務先 ○○株式会社

住所 ○○○○

上記の者は東京都施行の下記委託
に従事する者であることを証明する。

記

1. 件 名 ○○測量

2. 委託場所 東京都中野区○○ ○-○

3. 委託期間 自 平成 31 年 ○ 月 ○ 日
至 平成 31 年 ○ 月 ○ 日

平成 年 月 日

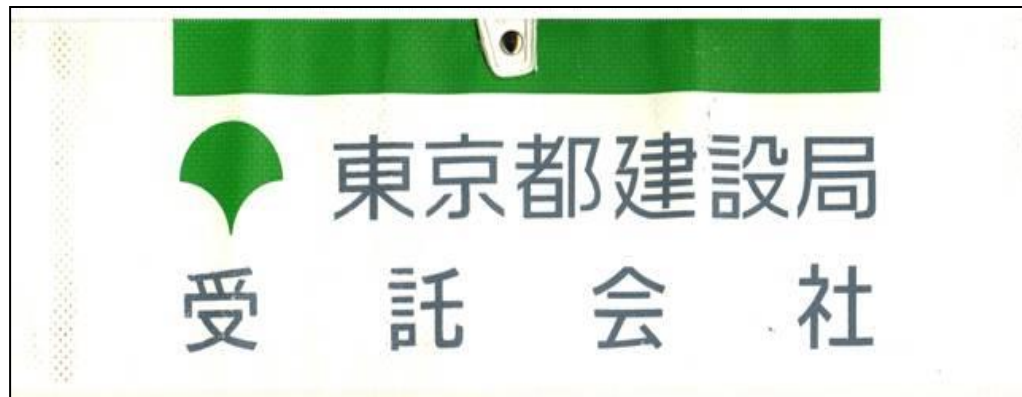
東京都第三建設事務所長
○○ ○

公印

注 意

1. この証明書は、標記 委託 に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。
3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ届け出なければならない。
5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都第三建設事務所長へ返還しなければならない。

(裏)



立会通知

様式21 (その2)

起 案 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 様

東京都〇〇建設事務所
所長 〇 〇 〇 〇

土地境界の立会確認のお願い

皆様方には、日頃より東京都の道路行政に対するご理解とご協力ありがとうございます。
このたび、〇〇〇〇〇〇整備事業による用地測量作業に伴い、あなた様の所有されている土地と、隣接する土地との境界を現地で確認下さるようお願いいたします。
お忙しい中、誠に恐縮ではありますが、下記の日時にお立会下さるようご通知させていただきます。

記

土地の所在 〇 〇 〇 区 〇 〇 〇 町 〇 番 〇 号
立会の日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 午前〇〇時〇〇分

立会に際しましては

- ・ この通知状と印鑑(認印)をご持参ください。
- ・ 境界について、参考となる図面または書類があればご持参ください。
- ・ 代理人に立会わせる場合は、委任状をご持参ください。
- ・ 所有されている土地を貸している方は、借地人の方への連絡をお願いいたします。
- ・ ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記の担当者までご連絡いただきますようお願いいたします。

担当者 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇区〇〇〇町〇-〇-〇
東京都〇〇建設事務所
工事第一課 測量係 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(ダイヤルイン)

測量会社 株式会社 〇〇〇〇 担当者 〇〇 〇〇
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

立会証明書

別紙第9号様式(第32条関係)

嘱託登記用

立会証明書

土地の表示 東京都〇〇区 〇〇 〇丁目 〇〇番〇

上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり関係土地所有者と立会いし、土地の筆界に

ついて異議なく確認されたものである。

記

地番	所有者	立会人 住所(上) 氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押印
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇〇〇	本人	平成〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇〇〇	妻	平成〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇〇〇	夫	平成〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇〇〇	長男	平成〇〇年 〇月〇〇日	
〇〇番〇	〇〇〇〇	〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇〇〇	代理人	平成〇〇年 〇月〇〇日	

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

調査 測量者職氏名

東京都〇〇〇〇建設事務所

所長 〇〇〇〇 ㊟

東京都〇〇〇〇建設事務所工事課測量係 〇〇〇〇

注 1 管理人、代理人が立会いをした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。

2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会人の契印をする。

用地測量のスケジュールについて（予定）

平成31年7月頃 ～ 現地調査

（既存境界標及び既定成果の確認など）

平成31年8月頃 「土地境界の立会い確認の
お願い」を封書にて送付。

※ 都が立会い予定日を設定し、お知らせします。
ご都合が悪い場合は、調整させていただきます。

平成31年9月頃 土地境界の立会い確認
立会証明書への署名・押印

平成31年10月頃以降
境界線と計画線の交点の
現地標示（分筆予定の点）

皆さまのご理解とご協力を お願いいたします。

不明な点は以下の連絡先にお問合せ下さい

○東京都建設局河川部 計画課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

事業計画に関すること TEL 03-5320-5414

○東京都第三建設事務所 工事第二課

〒164-0001 中野区中野4-8-1

工事に関すること TEL 03-3387-5367

測量に関すること TEL 03-3387-5372